

大阪市告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年4月10日

大阪市長 横山英幸

| 路線名                | 起 点<br>終 点                                     |
|--------------------|--|
| 東住吉区<br>第2025-01号線 | 東住吉区矢田7丁目331番の3地先<br>同 区同 277番の1地<br>(別紙参考図参照) |

(建設局総務部管財課)